

マンションにまつわる、話題あれこれ！

日下部理絵の ◆第5回◆

マンションあらかると



◆著者プロフィール◆



日下部 理絵(くさかべ りえ) マンション管理士

第1回マンション管理士・管理業務主任者試験に合格後、マンション管理会社での勤務を経て、マンション管理士事務所「オフィス・日下部」を設立。女性ならではの視点で、管理組合の相談・顧問業務、書籍などの執筆、行政・民間が主催する様々なセミナーに登壇。さらに、テレビ出演・ラジオのパーソナリティなど幅広く活躍中！

2010年7月には、一般社団法人マンション管理員検定協会の理事長に就任。マンション管理の根源である管理員を通じ、マンション管理の周知・普及や、マンション管理業界の底上げにも貢献している。著書に、『マンション管理組合・管理会社 これからのマンション管理ガイド(ばる出版)』『マンション理事になつたらまず読む本(実業之日本社)』『目指せ！マンション管理員(住宅新報社)』『マンション管理実務のための区分所有法』及び『マンション管理実務のためのマンション管理適正化法(いずれも親泊哲氏との共著、早稲田経営出版)』筆がある。

今回のテーマ

「野良猫」にエサをあげるとペットになる？！

本年2月、京都府京都市が、政令指定都市として はじめて、野良猫に不適切に餌をやる行為などを罰 則付きで禁じる「京都市動物による迷惑等の防止 に関する条例案」を議会に提案しました。動物のふ ん尿やにおいに苦しむ住民からは“期待の声”が上 がる一方で、「適切なエサやりも排除される」「野良 猫が餓死してしまう」など、3,005通にも上る疑問 や批判が寄せられたそうです。同市の説明では、 「自宅敷地内で行う」「清掃をする」「地域の同意を 得る」などの条件を満たせば“適切なえさやり”とし て、禁止対象にならないとされ、条例案の行方が気 になるところです。

さて、マンションの敷地内での行為はどうでしょ うか。頻繁な、野良猫等へのエサやりは、飼育責任 を果たさない中途半端な態度として見過ごし出来 ません。むしろペット可マンションの方が、問題がよ り深刻ともいえます。ペットと一緒に過ごすのは楽 しいことですが、それは、周囲に迷惑をかけないとい う飼い主としての責任を果たして初めて得られる

ものです。エサだけ与えて、ふん尿やにおいなどにつ いては責任をとらないという態度は、モラルに欠ける と言えるでしょう。

もし、住民が野良猫にエサを与えていたら、その猫 が本当に「野良猫」なのかを確かめ、別に飼い主がい るなら、管理責任は、本来の飼い主にあります。もし、 飼い主がない場合は、その動物を管理規約等で飼 える種類・サイズであることを確認した上で、その住 民にペットとして正式に飼うように勧め、ペット飼育 届けを提出するなどの手続きをしてもらいましょう。 予防接種や健康診断なども受けるよう肝に銘じても らいます。

また、常日頃から、管理員などがマンション内の見 回りや清掃を行う際、ふんやエサやりの形跡や、動物 などについて気づいた点があれば、報告するように頼 んでおくと良いでしょう。そうすれば、早い段階で問題 を把握し、対処することが出来ます。